

乗馬指導者ガイドブック新旧対照表
 (表の左側の数字は旧ガイドブックのページ番号になります)

新	旧
<p><u>審査員</u> <u>登録クラブ</u></p> <p>IV-1</p> <p>1. 変更なし</p> <p>2. 日本脳炎</p> <p><u>初回は使用説明書に基づいてその年の流行期前(5～6月)に2回接種(基礎免疫)し、次年度以降は流行期前に少なくとも1回補強接種すること。</u></p> <p><u>※前年の接種歴がない場合は、再度基礎免疫から実施すること。</u></p> <p><u>※なお、1～4月に接種を行っていた場合も、接種歴として認めることとする。</u></p> <p>3. 破傷風</p> <p>初回は使用説明書に基づいて2回接種(基礎免疫)し、翌年からは年に1回の補強接種を実施すること。</p> <p>※前年の接種歴がない場合は、再度基礎免疫から実施すること。</p> <p><u>○各主催者・団体等が更に詳細な要件を定める場合は、その指示に従うこと。</u></p> <p><u>○予防接種を実施した場合は、「馬の健康手帳」の「各種予防接種実施証明書欄」に、予防液のメーカー、製造番号、接種日、実施者等の必要事項を漏れなく記入すること。</u></p>	<p><u>審査委員</u> <u>加入クラブ</u></p> <p>IV-1</p> <p>1. 変更なし</p> <p>2. 日本脳炎</p> <p>使用説明書に基づき、その年の流行期前の5～6月に2回接種すること。 ※5～6月に接種が完了していない場合でも、必ず10月末までに接種すること。</p> <p>3. 破傷風</p> <p>初回は使用説明書に基づいて2回接種(基礎免疫)し、翌年からは年1回の補強接種を実施すること。</p> <p>※前年の接種歴がない場合は、再度基礎免疫から実施すること。</p>

(削除)

J R Aなどの競馬関連団体や各競技会では、施設の入厩に際して上記の軽種馬防疫協議会の条件に加え、主催者が独自で定める要件があり、健康手帳の証明欄を確認して厳しい入厩チェックが行われます。そのため、定められた条件の通りに検査や予防接種が行われていない馬は入厩が拒否され、競技会に参加できなくなります。(削除)

IV-2

(削除)

伝染病が流行すると、乗馬クラブの営業に支障を来すに止まらず、競馬や関連産業にも大きな打撃を与えます。本協会も軽種馬防疫協議会傘下団体として、日頃から乗馬の伝染病予防に心がけなければなりません。

(削除)

V-1

登録乗馬クラブ

また、競技会や講習会などで入厩する時の軽種馬防疫競技会が定める入厩条件は、以下の通りです～

J R Aなどの競馬関連団体や各競技会では、施設の入厩に際して上記の軽種馬防疫協議会の条件に加え、主催者が独自で定める要件があり、健康手帳の証明欄を確認して厳しい入厩チェックが行われます。そのため、定められた条件の通りに検査や予防接種が行われていない馬は入厩が拒否され、競技会に参加できなくなります。特に馬インフルエンザは、流行した際の影響が大きいことから、馬インフルエンザワクチンの接種要件は、軽種馬防疫協議会が定めるものよりも厳しい要件となっていることが一般的です。参考までに、JRAの入厩要件における馬インフルエンザワクチンの接種要領は、以下の通りです。

IV-2

【J R A施設の入厩条件（令和2年1月1日）】（本協会要約）
(略)

伝染病が流行すると、乗馬クラブの営業に支障を来すに止まらず、競馬や関連産業にも大きな打撃を与えます。本協会も軽種馬防疫協議会傘下団体として、日頃から乗馬の伝染病予防に心がけなければなりません。公的な乗馬施設に限らず、民間の乗馬クラブで開催される競技会や講習会に参加する時も、上記のJ R Aの入厩条件や公益社団法人日本馬術連盟検査・予防接種実施要項を参考に、参加者自らが愛馬の伝染病予防に積極的に取り組むことが重要です。

V-1

加入乗馬クラブ

<p>VI-3 【馬装】</p> <p>④マルタンガール、胸あて、ビットガードの他、全ての調教用具、矯正装具、如何なる種類のブーツ、更に<u>耳栓</u>などを含む全ての遮眼帯の使用およびリボンや花などの人工的な飾りを馬の尾などに施すことは認めない。</p> <p>IV-4 【受験者の服装】</p> <p>①黒または濃紺の上衣（丈の短いものが望ましい）、3点以上で固定された顎紐付きヘルメット、白またはオフホワイトの乗馬ズボンとタイと手袋（上衣と同色可）、黒または茶の長靴を着用しなければならない。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>②<u>拍車の着用は任意とするが</u>、拍車の柄は、受験者の長靴に装着したときに、背部中央からまっすぐ後ろへ出ているか、あるいはカーブを描いて出ており、その先端は表面が滑らかでなければならない。<u>拍車を着用する場合は金属製とする。</u></p> <p>VI-5 【実技試験課目の実施と審査】</p> <p>6. 経路違反を犯しても、C点審査員の指示により、受験者は2回までの運動の再行が認められるが、<u>最終得点より1回目は-0.5点、2回目は-1.0点減点される。経路違反が3回に及んだ場合には、C点審査員より受験者にその旨を告げ、当該受験者はその時点で実技試験不合格となる。</u></p>	<p>VI-3 【馬装】</p> <p>④マルタンガール、胸あて、ビットガードの他、全ての調教用具、矯正装具、如何なる種類のブーツ、更に<u>耳覆い</u>などを含む全ての遮眼帯の使用およびリボンや花などの人工的な飾りを馬の尾などに施すことは認めない。</p> <p>IV-4 【受験者の服装】</p> <p>①黒または濃紺の上衣（丈の短いものが望ましい）、3点以上で固定された顎紐付きヘルメット、白またはオフホワイトの乗馬ズボンとタイと手袋（上衣と同色可）、黒または茶の長靴（<u>ゴム製品不可</u>）、<u>金属製の拍車</u>を着用しなければならない。</p> <p>②拍車の柄は、受験者の長靴に装着したときに、背部中央からまっすぐ後ろへ出ているか、あるいはカーブを描いて出ており、その先端は表面が滑らかでなければならない。</p> <p>VI-5 【実技試験課目の実施と審査】</p> <p>6. 経路違反を犯しても、C点審査員の指示により、受験者は2回まで運動の再行が認められ、減点されることはない。但し、経路違反が3回に及んだ場合には、その旨が担当審査員から受験者に告げられ、当該受験者はその時点で実技不合格となる。</p>
---	---

<p>12. <u>実技試験開始後、出血が認められた場合はC点審査員より受験者にその旨を告げ、当該受験者はその時点で実技試験不合格とし、異議申し立ては認められない。</u></p> <p>13. <u>試験当日、跛行や出血等の場合に受験者には馬を変更する権利は与えられない。但し、自馬持ち込みの場合は出番の変更は認められない。</u></p> <p>VII-3 【馬装】 ≪馬場課目≫</p> <p>④マルタンガール、胸あて、ビットガードの他、全ての調教用具、矯正装具、如何なる種類のブーツ、更に<u>耳栓</u>などを含む全ての遮眼帯の使用およびリボンや花などの人工的な飾りを馬の尾などに施すことは認めない。</p> <p>VII-4 【受験者の服装】 ≪馬場課目≫</p> <p>①黒または濃紺の上衣（丈の短いものが望ましい）、3点以上で固定された顎紐付きヘルメット、白またはオフホワイトの乗馬ズボンとタイと手袋（上衣と同色可）、黒または茶の長靴を着用しなければならない。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>②<u>拍車の着用は任意とするが</u>、拍車の柄は、受験者の長靴に装着したときに、背部中央からまっすぐ後ろへ出ているか、あるいはカーブを描いて出ており、その先端は表面が滑らかでなければならない。<u>拍車を着用する場合は金属製と</u></p>	<p>12. 追加</p> <p>13. 追加</p> <p>VII-3 【馬装】 ≪馬場課目≫</p> <p>④マルタンガール、胸あて、ビットガードの他、全ての調教用具、矯正装具、如何なる種類のブーツ、更に<u>耳覆い</u>などを含む全ての遮眼帯の使用およびリボンや花などの人工的な飾りを馬の尾などに施すことは認めない。</p> <p>VII-4 【受験者の服装】 ≪馬場課目≫</p> <p>①黒または濃紺の上衣（丈の短いものが望ましい）、3点以上で固定された顎紐付きヘルメット、白またはオフホワイトの乗馬ズボンとタイと手袋（上衣と同色可）、黒または茶の長靴（<u>ゴム製品不可</u>）、<u>金属製の拍車</u>を着用しなければならない。</p> <p>②拍車の柄は、受験者の長靴に装着したときに、背部中央からまっすぐ後ろへ出ているか、あるいはカーブを描いて出ており、その先端は表面が滑らかでなければならない。</p>
--	--

<p>する。</p> <p>Ⅶ-4【受験者の服装】《障害課目》</p> <p>①上衣（色指定なし）、3点以上で固定された顎紐付きのヘルメット、白またはオフホワイトの乗馬ズボン、襟と袖口が白のシャツ（女性は立て襟付きシャツ可）、白のタイ、長靴を着用しなければならない。ただし、天候などの事情に応じて担当審査員の判断で上衣着用を解く場合がある。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>Ⅶ-5【実技試験課目の実施と審査】</p> <p>3. 経路違反を犯しても、C点審査員の指示により、受験者は2回まで運動の再行が認められるが、<u>最終得点より1回目は-0.5点、2回目は-1.0点減点される。経路違反が3回に及んだ場合には、C点審査員より受験者にその旨を告げ、当該受験者はその時点で実技試験不合格となる。</u></p> <p>Ⅶ-6</p> <p><u>8. 実技試験開始後、出血が認められた場合はC点審査員より受験者にその旨を告げ、当該受験者はその時点で実技試験不合格とし、異議申し立ては認められない。</u></p> <p>Ⅶ-3【馬装】《馬場課目》</p> <p>④マルタンガール、胸あて、ビットガードの他、全ての調教用具、矯正装具、如何なる種類のブーツ、更に<u>耳栓</u>などを含む全ての遮眼帯の使用およびリボンや花などの人工的な飾りを馬の尾などに施すことは認めない。</p>	<p>Ⅶ-4【受験者の服装】《障害課目》</p> <p>①上衣（色指定なし）、3点以上で固定された顎紐付きのヘルメット、白またはオフホワイトの乗馬ズボン、襟と袖口が白のシャツ（女性は立て襟付きシャツ可）、白のタイ、長靴（<u>ゴム製品不可</u>）を着用しなければならない。ただし、天候などの事情に応じて担当審査員の判断で上衣着用を解く場合がある。</p> <p>Ⅶ-5【実技試験課目の実施と審査】</p> <p>3. 経路違反を犯しても、C点審査員の指示により、受験者は2回まで運動の再行が認められ、減点されることはない。但し、経路違反が3回に及んだ場合には、その旨が担当審査員から受験者に告げられ、当該受験者はその時点で実技不合格となる。</p> <p>Ⅶ-6</p> <p>8. 追加</p> <p>Ⅶ-3【馬装】《馬場課目》</p> <p>④マルタンガール、胸あて、ビットガードの他、全ての調教用具、矯正装具、如何なる種類のブーツ、更に<u>耳覆い</u>などを含む全ての遮眼帯の使用およびリボンや花などの人工的な飾りを馬の尾などに施すことは認めない。</p>
---	--

<p>VIII-4 【受験者の服装】《馬場課目》</p> <p>①黒または濃紺の上衣（燕尾服が望ましい）、3点以上で固定された顎紐付きヘルメット、白またはオフホワイトの乗馬ズボンとタイと手袋（上位と同色可）、黒または茶の長靴を着用しなければならない。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>②<u>拍車の着用は任意とするが</u>、拍車の柄は、受験者の長靴に装着したときに、背部中央からまっすぐ後ろへ出ているか、あるいはカーブを描いて出ており、その先端は表面が滑らかでなければならない。<u>拍車を着用する場合は金属製とする。</u></p> <p>VIII-4 【受験者の服装】《障害課目》</p> <p>①上衣（色指定なし）、3点以上で固定された顎紐付きのヘルメット、白またはオフホワイトの乗馬ズボン、襟と袖口が白のシャツ（女性は立て襟付きシャツ可）、白のタイ、長靴を着用しなければならない。ただし、天候などの事情に応じて担当審査員の判断で上衣着用を解く場合がある。</p> <p><u>（削除）</u></p> <p>VIII-5 【実技試験課目の実施と審査】</p> <p>3. 経路違反を犯しても、C点審査員の指示により、受験者は2回まで運動の再行が認められるが、<u>最終得点より1回目は-0.5点、2回目は-1.0点減点される。経路違反が3回に及んだ場合には、C点審査員より受験者にその旨</u></p>	<p>VIII-4 【受験者の服装】《馬場課目》</p> <p>①黒または濃紺の上衣（燕尾服が望ましい）、3点以上で固定された顎紐付きヘルメット、白またはオフホワイトの乗馬ズボンとタイと手袋（上位と同色可）、黒または茶の長靴（<u>ゴム製品不可</u>）、<u>金属製の拍車</u>を着用しなければならない。</p> <p>②拍車の柄は、受験者の長靴に装着したときに、背部中央からまっすぐ後ろへ出ているか、あるいはカーブを描いて出ており、その先端は表面が滑らかでなければならない。</p> <p>VIII-4 【受験者の服装】《障害課目》</p> <p>①上衣（色指定なし）、3点以上で固定された顎紐付きのヘルメット、白またはオフホワイトの乗馬ズボン、襟と袖口が白のシャツ（女性は立て襟付きシャツ可）、白のタイ、長靴（<u>ゴム製品不可</u>）を着用しなければならない。ただし、天候などの事情に応じて担当審査員の判断で上衣着用を解く場合がある。</p> <p>VIII-5 【実技試験課目の実施と審査】</p> <p>3. 経路違反を犯しても、C点審査員の指示により、受験者は2回まで運動の再行が認められ、減点されることはない。但し、経路違反が3回に及んだ場合には、その旨が担当審査員から受験者に告げられ、当該受験者はその時点で実</p>
--	--

<p><u>を告げ、当該受験者はその時点で実技試験不合格となる。</u></p> <p>VIII-6</p> <p><u>8. 実技試験開始後、出血が認められた場合はC点審査員より受験者にその旨を告げ、当該受験者はその時点で実技試験不合格とし、異議申し立ては認められない。</u></p> <p>IX-2【ファッション】《実技講習》 襟付きの長袖シャツ（スタンドカラーのものも可とする。）長ズボン、<u>3点以上で固定された顎紐付きのヘルメット及びカウボーイブーツを着用すること。</u></p> <p>X-5【実技試験課目の実施と審査】3. ペナルティ（1） <u>⑩経路違反した場合、最終得点より1回目は-0.5点、2回目は-1.0点減点される。経路違反が3回に及んだ場合には、オフパターンとする。</u></p> <p><u>⑭実技試験開始後、出血が認められた場合。</u></p> <p>XI-5【実技試験課目の実施と審査】3ペナルティ（1） <u>⑩経路違反した場合、最終得点より1回目は-0.5点、2回目は-1.0点減点される。経路違反が3回に及んだ場合には、オフパターンとする。</u></p> <p><u>⑭実技試験開始後、出血が認められた場合。</u></p>	<p>技不合格となる。</p> <p>VIII-6</p> <p>8. 追加</p> <p>IX-2【ファッション】《実技講習》 襟付きの長袖シャツ（スタンドカラーのものも可とする。）長ズボン、<u>ウエスタンハットまたはヘルメットおよびカウボーイブーツを着用すること。</u></p> <p>X-5【実技試験課目の実施と審査】3. ペナルティ（1） ⑩3回目のオフパターンになった場合。</p> <p>⑭追加</p> <p>XI-5【実技試験課目の実施と審査】3ペナルティ（1） ⑩3回目のオフパターンになった場合。</p> <p>⑭追加</p>
---	--

<p>XII-5:3ペナルティ(1)</p> <p><u>⑩経路違反した場合、最終得点より1回目は-0.5点、2回目は-1.0点減点される。経路違反が3回に及んだ場合には、オフパターンとする。</u></p> <p><u>⑭実技試験開始後、出血が認められた場合。</u></p>	<p>XII-5:3ペナルティ(1)</p> <p>⑩3回目のオフパターンになった場合。</p> <p>⑭追加</p>
---	---